

○ 農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第六号）

改正案	現行
<p>（連結会計年度の開示事項）</p> <p>第三条 規則第百十三条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第一号の額を直前に終了した連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第五号及び第七号において同じ。）末の為替レートでユーロに換算して得られたものが、二千億ユーロを超える場合における第一項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 金融機関等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金）その他これらに類する事業を営む者を含む。以下この号、次号及び第八号において同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>三～十二 （略）</p>	<p>（連結会計年度の開示事項）</p> <p>第三条 規則第百十三条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第一号の額を直前に終了した連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第五号及び第七号において同じ。）末の為替レートでユーロに換算して得られたものが、二千億ユーロを超える場合における第一項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 金融機関等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、厚生年金基金）その他これらに類する事業を営む者を含む。以下この号、次号及び第八号において同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>三～十二 （略）</p>

(附則別紙様式第二号)

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
(略)		
うち、農林中央金庫の連結子法人等（農林中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額		49
(略)		

(注) (略)

(別紙様式第二号)

(単位：百万円、%)

項目	国際様式の
----	-------

(附則別紙様式第二号)

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
(略)		
うち、農林中央金庫の連結子法人等（農林中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額		49
(略)		

(注) (略)

(別紙様式第二号)

(単位：百万円、%)

項目	国際様式の
----	-------

	該当番号
(略)	
うち、農林中央金庫の連結子法人等（農林中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	49
(略)	

(注)

(1)～(5) (略)

(6) 調整項目に係る参考事項

a～c (略)

d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(7)～(8) (略)

	該当番号
(略)	
うち、農林中央金庫の連結子法人等（農林中央金庫の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額	49
(略)	

(注)

(1)～(5) (略)

(6) 調整項目に係る参考事項

a～c (略)

d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(7)～(8) (略)